

# 通信販売酒類小売業に係る販売酒類の要件緩和

(平成27年3月11日 国税庁通達 課酒1-8)

## 規制改革の内容

### 特例措置前

インターネットによる酒類の通信販売は、中小の酒類製造者※が製造・販売した酒類に限定

※前年度の出荷数量が3,000KL未満

### 特例措置

地方特産品等が原料の酒類であれば、大手の酒類製造者※が製造した場合でも通信販売が可能に

※前年度の出荷数量が3,000KL以上

### 効果

特産品の販路拡大による地域活性化

## 規制改革の概要

通販免許(20歳未満の者の飲酒防止等の社会的要請と消費者の利便性向上等とのバランスを踏まえ規制)について、インターネット販売できる酒類の範囲を拡大

中小の酒類製造者が製造した酒類

原料: 限定なし



大手の酒類製造者が受託製造した酒類

〔※但し、製造委託数量の合計が3,000KL未満である酒類〕

原料: 地方特産品等



酒類の販売業者によるインターネット販売可能

